

特定非営利活動法人しんあい  
令和4年度事業報告

1. 事業実施の方針

この法人は障がい者（児）に対して、地域生活支援に関する事業を行い、介護者不足によるサービスの低下に係る問題の改善や解決を図り、障がい者の地域社会での生活の質の向上と地域社会福祉の増進に寄与することを目的とし、下記の事業を計画実施する。

具体的には障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業と障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

- \* 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業と障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業。（生活介護事業、居宅介護事業、移動支援事業）
- \* 障害者総合支援法に基づく相談支援事業と児童福祉法に基づく障害者相談支援事業。

① 生活介護事業

ア) 事業内容

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等に介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上の為に必要な援助を行う。

イ) 実施日時

午前9：30～午後3：30まで行う。

ウ) 実施地域

主に旧豊田市

エ) 実施場所

当会所有建物

オ) 対象者

豊田市に住む、障がいのある方で利用資格のある方。(受給者証を発給されている方)

カ) 従事者

当事業所に登録をされている方。

キ) 収益

年間	94,814,947 円
費用	
人件費	55,469,242 円
教材費	2,092,989 円

② 放課後等デイサービス事業

ア) 事業内容

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進する。

イ) 実施日時

就業日 午後 2 時～午後 5 時 3 0  
休業日 午前 11 時 00～午後 5 時 0 0

ウ) 実施場所

当会所有建物

エ) 対象者

豊田市に住む障がい児 (受給者証を発給されている方)

オ) 従事者

当事業所に登録をされている方

カ) 収益

年間	18,380,812 円
費用	
人件費	6,163,882 円
地代家賃	726,000 円
教材費	275,027 円

### ③ 計画相談支援事業

#### ア) 事業内容

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

障害福祉サービス等を申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合は、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費が支給される。

#### イ) 実施日時

月曜～金曜までの午前 10 : 00 から午後 17 : 00 まで

#### ウ) 実施地域

豊田市

#### エ) 対象者

豊田市に住む障がい者（児）（受給者証を発給されている方）

#### オ) 従事者

当事業所に登録をされている方

#### カ) 収益

年間 2,573,008 円

#### 費用

人件費 3,317,000 円

### ④ 共同生活援助事業

#### ア) 事業内容

障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### イ) 実施日時

午後 16 : 00 ～翌午前 9 : 00 まで行う。

#### ウ) 実施地域

主に旧豊田市

#### エ) 実施場所

当会所有建物

#### オ) 対象者

豊田市に住む、障がいのある方で利用資格のある方。（受給者証を発給されている方）